

人事行政の運営等の状況の公表

有田川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年有田川町条例第25号）に基づき、有田川町の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和4年11月1日

有田川町長 中山正隆

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（令和3年4月1日）

職種	採用者数		
	男	女	合計
一般事務職	6	1	7
保育士	0	2	2
消防職	2	0	2

(2) 職員の退職状況（令和3年度、単位：人）

職種	区分	合計	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職
一般事務職		11	8	2	1	
保健師		1		1		
保育士		1			1	
技能労務職		4	4			
消防職		1				1

(3) 職員数の状況（各年4月1日現在、単位：人）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
一般行政	議会	3	2	△ 1	事務分担の見直しによる減
	総務	45	45		
	税務	14	13	△ 1	
	農林水産	29	28	△ 1	事務分担の見直しによる減
	商工	9	9		
	土木	11	12	1	土木事業の充実による増
	民生	84	85	1	保育事業の充実による増
	衛生	16	16		
	小計	211	210	△ 1	
特別行政	教育	40	36	△ 4	学校給食の退職による減
	消防	67	67		
	小計	107	103	△ 4	
	普通会計計	318	313	△ 5	
公営企業等会計	水道	11	10	△ 1	事務分担の見直しによる減
	下水道	9	9		
	その他	24	24		
	小計	44	43	△ 1	
	合計	362	356	△ 6	

(4) 定員適正化の目標

平成30年3月に策定した第3次有田川町定員管理計画では、事務事業の見直しや民間委託の推進等を図ることにより、平成29年4月1日現在の総職員数368人を基準として、令和4年4月1日に総職員数を366人とするよう取り組んでいきます。

2 職員の給与の状況

別に掲載しています「有田川町の給与・定員管理等について」をご覧ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (令和3年4月1日現在)

1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	60分

(注) 一般職の標準的な状況です。

(2) 年次有給休暇の取得状況

期間	総取得日数 (A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数 (A/B)
令和3年	2251	181	12.4

(注) 育児休業等を取得した職員を除く、町長部局に所属する職員の状況です。

(3) 特別休暇の種類

種 類	付与日数・期間等
天災等による交通遮断	その都度必要と認める期間
交通機関の事故	その都度必要と認める期間
公民権の行使	その都度必要と認める期間
生理	その都度必要と認める期間
産前産後	出産予定日前6週間から産後8週間を経過する日
妊娠中の健康審査	その都度必要と認める期間
育児時間	子が満3歳まで1日2回各30分
骨髄移植	医師の証明等により、必要と認める期間
夏季	5日以内
服喪	配偶者及び父母7日、子5日、祖父母3日 他
職員の結婚	5日以内
出産に伴う付添	2日以内
ボランティア	5日以内
就学前の子の看護	5日以内 (子が2人以上の場合、10日以内)
男性の育児参加	5日以内
不妊治療に係る休暇	5日以内 (町長が定める不妊治療に係るものは10日)

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(令和3年度、単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条 第1項第1号					
心身の故障の場合	地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号					
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第28条 第1項第3号					
職制、定数の改廃、予算の減少 により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条 第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条 第2項第2号					
条例で定める事由による場合	地公法第27条 第2項					
合 計						

(2) 懲戒処分の状況

(令和3年度、単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反した場合	地公法第29条 第1項第1号				1	
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	地公法第29条 第1項第2号					
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第29条 第1項第3号					
合 計						

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況

(令和3年度、単位：人)

	令和3年度の取得者数			令和3年度中に新たに取得可能となった職員				取得率 (%)
	育児 休業	部分 休業	育児 短時間 勤務	育児休業等対 象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数	
男性職員				7	1			14.3
女性職員	5 9		4	14	14			100.0
計	5 9		0 4	21	15			71.4

(注) 「令和3年度の取得者数」欄の上段には令和3年度に新たに取得した者、下段には令和3年度以前から引き続き取得している者の数を記入しています。

(2) 介護休暇の取得状況

(平成31年度、単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員										
女性職員										
計										

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の実施状況 (令和3年度)

①庁内研修

研 修 名	修了者数 (人)
新人研修	4
セキュリティ研修	31
合 計	35

②和歌山県市町村職員研修協議会研修会

研 修 名	修了者数 (人)	
一般研修	新規採用職員研修	7
	一般職員一次研修 (経験2年以上6年未満)	4
	一般職員二次研修 (経験6年以上)	12
	監督者一次研修 (副班長級)	9
	監督者二次研修 (班長級)	6
	管理者研修 (課長級)	0
専門研修	法制執務研修	1
	ハラスメント研修	1
	メンタルヘルス研修	1
	和歌山大学連携まちづくり研修	1
	タイムマネジメント研修	1
	CAD研修	1
	パソコン研修	15
合 計	59	

③全国市町村国際文化研修所 (J I A M)

研 修 名	修了者数 (人)
合 計	0

④一般社団法人 日本経営協会 (NOMA)

研 修 名	修了者数 (人)
合 計	0

(2) 勤務成績の評定の状況

(平成31年4月1日)

被評定者	一次評定者	二次評定者	評定方法	評定要素
部長級	副町長等	町長	絶対評価	業務評価、能力評価等
課長級	部長等	副町長等	絶対評価	業務評価、能力評価等
その他職員	課長等	副町長等	絶対評価	業務評価、能力評価等

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の状況 (単位：件)

	公務災害				通勤災害			
	申請	認定	不認定	継続審議	申請	認定	不認定	継続審議
令和2年度	3	3			1	1		
令和3年度	4	4			2	2		

(2) 健康診断等の状況 (令和3年度)

区 分	受診者数
定期健康診断	164 人
人間ドック	156 人
脳ドック	5 人

(3) 職員互助会の事業内容 (令和3年度)

会員数	359 人
掛金総額	3,767,262 円
掛金の額	月額 本俸×3／1000(消防職員は6／1000)
町からの補助金	なし
会費充当事業	・ 給付事業(職員の脱退給付金、祝い金等) ・ 厚生補助事業(町内施設宿泊助成等)

8 公平委員会に係る業務の状況

(令和3年度)

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件